

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十五号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則第四項中「平成二十八年四月分から平成二十九年三月分まで」を「平成二十九年四月分から平成三十年三月分まで」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。